

## 寄附金控除について

当協会への寄附金（賛助会費含む）は、税法上の優遇措置が適用され、所得税・住民税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。

### ●個人寄附の場合

- ・当協会への寄附金（賛助会費含む）は、新たに適用される「税額控除」と、従来の特定公益増進法人に対して寄附した場合に適用される「所得控除」のいずれか有利な方を選択できます。
- ・住民税についても税額控除できます。
- ・控除を受けるためには確定申告が必要です。

### ◇所得税

その年の寄附合計額のうち2,000円を超える金額につき適用されます。

#### ①「所得控除」適用の場合

寄附金額（※1）－2,000円＝所得控除額

#### ②「税額控除」適用の場合

（寄附金額（※1）－2,000円）×40％＝税額控除額

（※1）所得金額の40％が限度

### ◇住民税

県民税 （寄附金額（※2）－2,000円）×4％＝税額控除

市民税 （寄附金額（※2）－2,000円）×6％＝税額控除

（※2）所得金額の30％が限度

### ●法人寄附の場合

通常的一般寄附の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

※税制は改正されますので、最新状況については税務署や国税庁ホームページにてご確認をお願いいたします。<http://www.nta.go.jp/>

## 寄附金控除を受けるためには

寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です。

当協会が発行する「寄附金受領証明書（領収書）」、「税額控除にかかる証明書」を添付して税務署に申告して下さい。

勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

～「税額控除に係る証明書」は次ページを印刷してご利用下さい。～



平 2 6 学 事 文 書 第 3 2 7 号

平 成 2 6 年 (2014 年) 6 月 2 日

公益財団法人宇部市体育協会

理事長 伊藤 隆司 様

山口県知事 村岡 嗣政



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成26年6月2日から平成31年6月1日まで